

第9回国連ビジネスと人権フォーラム(オンライン形式)

ハイレベル本会議 ステートメント

2020年11月16日(月)

国連ビジネスと人権作業部会委員長、

パネリストの皆様、御列席の皆様、

第9回国連ビジネスと人権フォーラムに参加できる機会を大変光栄に思います。

国際社会が新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機に直面する中、本フォーラムの開催に当たり、国連ビジネスと人権作業部会及び国連人権高等弁務官事務所の御尽力に感謝いたします。

我が国は、人間の安全保障の理念に基づき、SDGs達成をはじめとした地球規模課題に関する様々な取組を推進しており、人権の保護・促進にも積極的に取り組んできています。

企業活動のグローバル化に伴い「ビジネスと人権」に関する取組の重要性が増していることを受け、我が国は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を着実に履行すべく、本年10月、初めて「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定及び公表しました。この行動計画は、「ビジネスと人権」という観点から、省庁横断的に関連施策を明らかにし、企業に対し、人権を尊重するための手続の導入促進への期待を表明したものです。

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済・社会、とりわけ、最も脆弱な人々に影響を与えており、また、サプライチェーンにおける労働条件に関する脆弱性を浮き彫りにしています。こうした状況の中、「ビジネスと人権に関する指導原則」の着実な履行、また、そのための行動計画の策定及び実施はこれまで以上に重要と考えます。

本日は、行動計画の策定に際して得られた教訓を、共有したいと思えます。

第一に、「ビジネスと人権」に関する分野は多岐にわたっていることから、行動計画の策定の際には、関係府省庁で取り組むアプローチが重要と考えます。我が国では、行動計画の策定過程において、15省庁から構成される関係府省庁間の連絡会議を設け、議論を行ったことで、関係省庁間の情報共有及び「ビジネスと人権」に関する取組の重要性への理解が進んだと考えております。これは、行動計画の着実な実施や、それを通じた関連政策の一貫性の確保に資すると考えています。

第二に、行動計画の策定には、様々なステークホルダーの参加や、パブリックコメントの実施など、幅広い意見を踏まえるプロセスが重要と考えます。我が国では、行動計画の策定過程で、中小企業を含む経済界、金融界、労働界、消費者団体、法曹界、有識者、市民社会など幅広い関係者の皆様と意見交換を行いました。また、パブリックコメントを2回実施し、様々な御意見を伺いました。さらに、ラマサストリ委員長など、海外の有識者の御知見を賜りました。こういった、行動計画の策定プロセスそのものが、各方面における「ビジネスと人権」に対する理

解を深める一助となったと認識しています。今後も、幅広い関係者の皆様と継続的な対話を行いながら、行動計画の実施を進めていきたいと考えます。行動計画の周知を通じ、企業にとって、「ビジネスと人権」への取組がコストでなく、企業価値の向上に資するものとの認識が広がることを望んでいます。

議長、パネリストの皆様、

来年は、「指導原則」が、国連人権理事会で支持されてから10周年の節目の年であります。我が国は、行動計画の着実な実施を通じて、「指導原則」を履行し、責任ある企業行動の促進を図り、企業活動により影響を受け得る人々の人権保護・促進を目指していきます。各国においても、行動計画の策定・実施を始め、「ビジネスと人権」に関する取組がさらに広がっていくことを期待して、スピーチを終えたいと思います。御静聴ありがとうございました。

(了)